

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

京都地域福祉創生事業 あす・いろプロジェクト助成要綱

1 目的

この要綱は、京都府内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（以下、「児童養護施設等」という）に入所中又は退所した者、里親、ファミリーホーム（以下、「里親等」という）へ委託中又は委託が解除された者を支援することを目的として、資金を給付することにつき必要な事項を定める。

2 対象者

満 30 歳未満の方で次のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 京都府内の児童養護施設等に入所又は里親等の委託中に中学又は高校を卒業し、自立を目的として児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除し、自ら生計を立てて就職又は修学する者（入所、委託中で退所、委託解除を予定している者を含む）。
- (2) 児童養護施設等に入所又は里親等の委託中に中学又は高校を卒業し、自立を目的として児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除し、自ら生計を立てて就職又は修学した者で、現に別表 1 に掲げる支援団体の支援を受けている者。
- (3) 上記 (1) (2) に準ずる者で京都府社会福祉協議会会長が必要と認める者。

3 給付内容及び金額

給付内容と金額は次の (1) ~ (3) とする。なお、他制度との併用は可能とするが、給付金額は経費総額から他制度で給付された金額を差し引いた金額とする。

- (1) 居住支援
引っ越し費用、入居費用（敷金・礼金等）を対象に、1 対象者あたり 1 回限り 10 万円を限度として助成。
- (2) 修学支援
大学等の受験に必要な経費や入学金等を対象に、1 対象者あたり 1 回限り 5 万円を限度に助成。
- (3) 就労支援
就職活動に必要なスーツやカバン等の購入費及び交通費、就職や就労のために必要な資格取得や講座の受講等に必要な経費を対象に、1 対象者あたり 1 回限り 10 万円を限度に助成。

4 申請方法

申請書に必要書類を添付し、児童養護施設等又は里親等、もしくは別表 1 に掲げる支援団体を経由して、京都府社会福祉協議会会長あてに提出する。

- 提出書類 ①あす・いろプロジェクト 給付申請書
②見積書や領収書の写し等（費用の総額がわかるもの）

③給付金送金先口座の通帳の写し等（申請者本人名義の口座）

5 申請期限

申請期限は、給付内容ごとに費用を支出した日から6か月以内とする。

6 結果通知及び送金

提出のあった給付申請書及び添付書類に基づき審査を行い、申請者及び経由した施設・団体等あてに結果を通知する。また、給付金は指定のあった口座に送金する。

なお、見積書等により事前に給付を受けた者は、事後に領収書等支払額がわかるものの提出を求める。

7 給付金の返還

偽りその他不正な手段により給付金を受けたことが明らかとなった場合は、給付金の返還を求める。

また、実際の支払額が給付額を下回った場合は、給付金の返還を求める。

8 個人情報の取り扱い

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

京都府家庭支援総合センター 公益財団法人京都市ユースサービス協会

様式

あす・いろプロジェクト 給付申請書

申請日 年 月 日

申請する 給付内容	(該当するものに☑) <input type="checkbox"/> 居住支援 <input type="checkbox"/> 修学支援 <input type="checkbox"/> 就労支援		
(ふりがな) 申請者名		生年月日 (西暦)	年 月 日
住所	〒 ー		
電話番号			
Email			

費用の総額	円
他制度からの給付額	円
給付申請額	円

※申請書は給付内容ごとに作成してください。

※給付申請額の上限は、居住支援及び就労支援は10万円、修学支援は5万円です。

※給付申請額は、費用の総額から他制度からの給付額を差し引いた金額と上記上限額のうち低い方の金額となります。

※費用の総額がわかる見積書、領収書の写し等と給付金送金先口座の通帳の写し等（申請者本人名義の口座）を添付してください。

記入欄（施設等、里親等、支援団体）

施設・団体名、代表者名			
氏名			
TEL		Email	
給付を必要とする理由・状況			